分野参考様式第１５－３号（特定自動車運送業準備所属機関）

特定自動車運送業準備外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官　殿

　　　　　　　　特定自動車運送業準備所属機関

氏名又は名称

住　　　　所

特定自動車運送業準備外国人

氏　　　　名

性　　　　別

国籍・地域

生年月日

記

上記の特定自動車運送業準備外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。

|  |
| --- |
| 【誓約事項】１．特定自動車運送業準備雇用契約において特定自動車運送業準備外国人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和６０年法律第８８号）第２条第１号に規定する労働者派遣の対象とするものではないことを定めること。２．特定自動車運送業準備外国人が、出入国管理及び難民認定法第７条第１項第２号の規定に基づき同法別表第１の５の表の下欄に掲げる活動を定める件第５５号に規定する特定自動車運送業準備雇用契約に基づいて活動を行う事業所が、令和５年総務省告示第２５６号（統計法第２８条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件）に定める日本標準産業分類に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていること。１　中分類４３　道路旅客運送業２　中分類４４　道路貨物運送業３．自動車運送事業（道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第２条第２項に規定する自動車運送事業をいい、貨物利用運送事業法（平成元年法律第８２号）第２条第８項に規定する第二種貨物利用運送事業を含む。）を営む者であること。４．一般財団法人日本海事協会が実施する運転者職場環境良好度認証制度に基づく認証を受けた者又は全国貨物自動車運送適正化事業実施機関（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第８３号）第４３条に規定する全国貨物自動車運送適正化事業実施機関をいう。）が実施する貨物自動車運送事業安全性評価事業に基づく安全性優良事業所の認定を受けた事業所を有する者であること。５．国土交通省が設置する自動車運送業分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」とする。）の構成員であること。６．協議会に対し、必要な協力を行うこと。７．国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。８．登録支援機関に適合特定自動車運送業準備外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、下記(1)から(3)までのいずれにも該当する登録支援機関に委託すること。(1) 協議会の構成員であること。(2) 協議会に対し、必要な協力を行うこと。(3) 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。 |

（注）誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

作成年月日　　　　　　　年　　月　　日

作成責任者